

船橋市小学校等給食非喫食者支援事業に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、船橋市が実施する学校給食を、やむを得ない事情により恒常的に喫食できない児童の保護者（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対して、学校給食費相当額の金銭給付事業（以下「学校給食非喫食者支援事業」という。）を行うこと等に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は給食費負担軽減交付金交付要綱（令和8年文部科学大臣決定）、給食費負担軽減交付金実施要領（令和8年総合教育政策局長決定）、千葉県公立小学校等給食費の抜本的な負担軽減補助金交付要綱（令和8年千葉県要綱）等の例による。

（学校給食非喫食者支援事業の要件）

第3条 学校給食非喫食者支援事業の対象となる児童は、次の各号に掲げる要件を全て満たす児童とする。

- (1) 船橋市が設置する小学校又は特別支援学校小学部に在籍する児童であること。
- (2) 重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要である場合等やむを得ない事情により恒常的に学校給食を喫食しない児童であること。
- (3) 船橋市学校給食費に関する条例施行規則（平成27年船橋市教育委員会規則第2号）第6条第1号に定める給食停止（再開）届（第6号様式）又は同条第2号に定める欠食届（第7号様式）が提出されていること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の対象者でないこと。

2 前項第2号の恒常的に学校給食を喫食しない期間は、別表第1の左欄に掲げる対象期間ごとに同表中欄に定める算定区分のいずれかを満たしている場合とする。

（学校給食費相当額）

第4条 小学校に在籍する対象児童に対する学校給食費相当額は、別表第1の左欄に掲げる対象期間における同表中欄に定める算定区分ごとの同表右欄に定める支給月数に、別表第2の左欄に掲げる区分ごとの同表右欄に定めるひと月あたりの学校給食費相当額を乗じて得た金額とする。

2 特別支援学校小学部に在籍する対象児童に対する学校給食費相当額は、別表第1の左欄に掲げる対象期間における同表中欄に定める算定区分ごとの同表右欄に定める支給月数に、別表第3の左欄に掲げる区分ごとの同表右欄に定めるひと月あたりの学校給食費相当額を乗じて得た金額とする。

(学校給食非喫食者支援事業の申請)

第5条 学校給食費相当額の給付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、別表第1の左欄に掲げる対象期間ごとに次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 船橋市小学校等給食非喫食者支援事業申請書兼実績報告書（第1号様式）

(2) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の申請は、別表第1の左欄に掲げる対象期間ごとに市長が定めた期日までに行うものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、可否を決定して船橋市小学校等給食非喫食者支援事業給付額決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(給付金の支給)

第7条 給付金は原則として、申請者の指定する預金口座に直接振り込むものとする。

(給付の取消し)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付を受けたとき、又は申請者が申請を取り下げたときは、第6条の決定を取り消し、又は変更することができる。

(給付金の返還)

第9条 前条の規定により、既に給付金が支給されているときは、当該申請者

に対し、その全部又は一部を返還させるものとする。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 10 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

対象期間	算定区分	支給月数
4 月～7 月	当該年度の 4 月 1 日から 7 月 31 日までの間の学校開放日に提供される全ての学校給食を喫食しない	4 月分
	当該年度の 4 月 1 日から 7 月 31 日までの間の学校開放日に対し、4 分の 3 を超える期間の学校給食を喫食しない	3 月分
9 月～12 月	当該年度の 9 月 1 日から 12 月 31 日までの間の学校開放日に提供される全ての学校給食を喫食しない	4 月分
	当該年度の 9 月 1 日から 12 月 31 日までの間の学校開放日に対し、4 分の 3 を超える期間の学校給食を喫食しない	3 月分
1 月～3 月	当該年度の 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間の学校開放日に提供される全ての学校給食を喫食しない	3 月分
	当該年度の 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間の学校開放日に対し、3 分の 2 を超える期間の学校給食を喫食しない	2 月分

別表第 2

区分	ひと月あたりの学校給食費相当額
すべての給食を喫食しない	5, 2 0 0 円
飲用牛乳以外の給食を喫食しない	4, 0 0 0 円
飲用牛乳のみ喫食しない	1, 2 0 0 円

別表第 3

区分	ひと月あたりの学校給食費相当額
すべての給食を喫食しない	6, 2 0 0 円
飲用牛乳以外の給食を喫食しない	5, 0 0 0 円
飲用牛乳のみ喫食しない	1, 2 0 0 円

第 1 号様式

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市小学校等給食非喫食者支援事業申請書兼実績報告書

申請者	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	

学校給食費相当額の給付を受けたいので、船橋市小学校等給食非喫食者支援事業に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 対象児童

氏 名	
学校名	(年 組)
停止（欠食）期間	年 月 日 ～ 年 月 日

2 対象期間と算定区分

対象期間	喫食しなかったもの	非喫食期間※該当する方に○をしてください	
4 月～7 月	牛乳	4 月分 (期間中の全ての期間)	3 月分 (期間中の 3 / 4 以上の期間)
	牛乳以外	4 月分 (期間中の全ての期間)	3 月分 (期間中の 3 / 4 以上の期間))
9 月～1 2 月	牛乳	4 月分 (期間中の全ての期間)	3 月分 (期間中の 3 / 4 以上の期間)
	牛乳以外	4 月分 (期間中の全ての期間)	3 月分 (期間中の 3 / 4 以上の期間)
1 月～3 月	牛乳	3 月分 (期間中の全ての期間)	2 月分 (期間中の 2 / 3 以上の期間)
	牛乳以外	3 月分 (期間中の全ての期間)	2 月分 (期間中の 2 / 3 以上の期間)

3 振込先

指定口座	ゆうちょ銀行以外の銀行	金融機関名	本支店名	預金種別	口座番号								
				□普通 □当座									
		金融機関コード		支店コード		口座名義 ※カタカナで記入							
	ゆうちょ銀行	通帳番号		通帳記号				口座名義 ※カタカナで記入					
		1				0	の						

年 月 日

様

船橋市長 印

船橋市小学校等給食非喫食者支援事業給付額決定通知書

先に申請のありました船橋市小学校等給食非喫食者支援事業の給付額について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

	審査の結果、下記の給付額を支給することとしました。
	審査の結果、要件を満たしていなかったので支給はありません。

申請者	住所			
	氏名			
対象児童	学校名		学年	
	氏名			
決定内容	対象期間		喫食しなかったもの	
	非喫食期間		給付額	
	年 月 日以降に申請書に記載のあった口座にお振込みいたします。			

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。